

7 活動中のケガや事故について

1 横浜市市民活動保険のご案内

1 横浜市市民活動保険とは

横浜市市民活動保険は、市民が安心してボランティア活動に参加できるよう、**ボランティア活動中のケガや事故を対象**とした保険制度です。
原則、自治会・町内会が行っている活動も保険の対象となります。



2 特徴

① 保険料は不要

横浜市が保険料を負担しているため、ボランティア活動者の負担はありません。

② 事前の加入手続きは不要

事故発生後に手続きをしていただきます。
横浜市と保険会社が審査を行い、**保険の対象と認められた場合**に保険金が支払われます。

3 注意事項

① 全ての活動が保険の対象となるわけではありません。

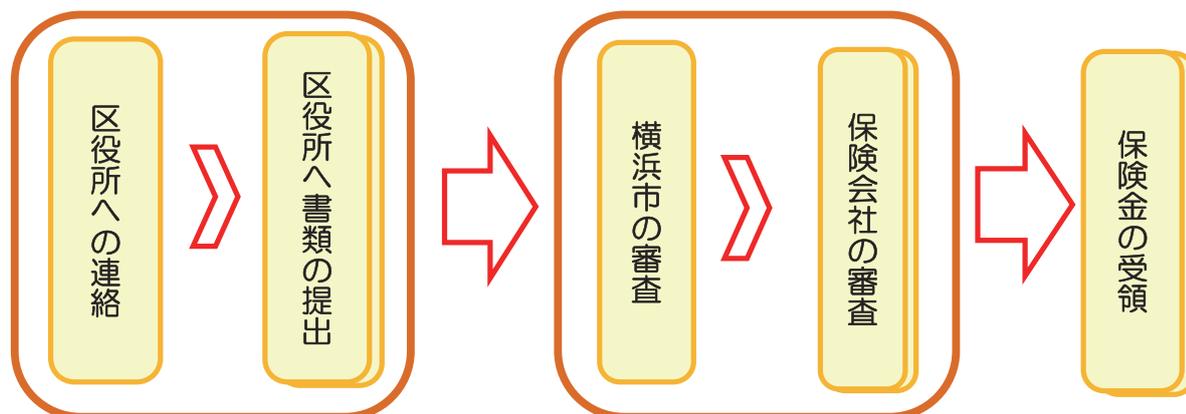
【対象とならない活動(者)の例】

- ・ 親睦目的のレクリエーション等の活動
- ・ 互助的な活動(PTA活動、団地の敷地内の清掃、共有財産の管理等)
- ・ 政治、宗教、営利に関わる活動
- ・ 行事や催し物への参加者(競技への出場者、防災訓練への参加者等)

② 全ての申請が認められるわけではありません。

※「その他の保険制度について」(27ページ)も参考にしましょう。

【事故が発生した際の手続きの流れ】



詳しくは、毎年4月に各自治会・町内会へ配布している
「**横浜市市民活動保険のご案内**」をご覧ください。

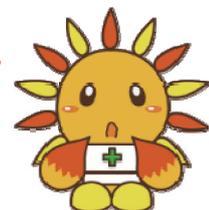
【お問い合わせ・連絡先】 旭区役所総務課庶務係 TEL:954-6006

ボランティア活動中に事故が発生したときに、各種保険を利用することができる場合があります。

2 その他の保険制度について（令和5年4月現在）

保険名称	問合せ先	対象活動・対象者	保険料
ボランティア活動保険	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	日本国内における、有志による自発的な意思に基づいて他人や社会に貢献する 無償のボランティア活動 ※自治会町内会で当番制・輪番制とされている活動は対象外	基本プラン 350円/年 天災・地震補償プラン 500円/年 特定感染症重点プラン 550円/年
ボランティア行事用保険	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	地域福祉活動やボランティア活動の一環 として日本国内で行われる各種行事	28円、126円、248円/日/人 ※宿泊を伴う行事の場合、2日間241円～7日間364円 ※複数のプランあり ※加入要件あり
福祉サービス総合補償	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	在宅福祉サービス・地域福祉サービス、介護保険サービス、障害福祉サービス、障害者地域生活支援事業、児童福祉サービス等	前年度の活動実績に基づき計算 延活動従事者数×17～42円 ※複数のプランあり ※加入要件あり
送迎サービス補償	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	送迎サービス利用者、特定した自動車に搭乗中の 送迎サービス利用者、同乗者 (運転手を含む)	利用者数、年間利用日数、自動車の乗車定員数から保険料を計算 ※複数のプランあり ※加入要件あり
スポーツ安全保険	公益財団法人 スポーツ安全協会	スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動等を行う4名以上の社会教育関係団体	800円/年～ ※複数のプランあり ※加入要件あり
全国子ども会安全共済会	公益社団法人 全国子ども会連合会	子ども会の活動	共済掛金は被共済者1名につき年額50円 (10月1日以降の加入は40円)
学校教育ボランティア保険	横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課	市立学校からの依頼により、教育活動を支援する「学校教育ボランティア」	なし(市が負担)

みんなで楽しく安全に活動するために、まずは、相談してみよう！



8 地域活動推進費補助金の交付までの流れ

時期 目安	自治会町内会	流れ	区役所	摘 要
4月～	「現況届」の作成 (変更がなくても 毎年必要です)	→	受理・確認	4月1日現在加入世帯数 ※会長名・役員名等その他自治 会情報もご記入ください。
	「口座振替依頼書」 (変更がなくても 毎年必要です) ※ <u>口座名義人と代表 者が異なる場合は押 印必要</u>	→	受理・確認	① <u>団体の「所在地」は、 「代表者住所」のこと</u> です ※郵便が確実に届くことが必要 ② <u>補助申請がない場合も提出</u> ※防災補助金、広報配布謝金の 振込先としても必要となります。
4～6月	前年度報告書類	→	審査・決裁	前年度補助金確定通知※ ※余剰金ありの場合返還請求 →返還確認後、当年度審査開始
	当年度申請書類	→	審査・決裁	当年度補助金の交付決定
5～8月	受取・確認	←	<ul style="list-style-type: none"> 当年度補助 決定通知 前年度確定通知 請求書(用紙) 	郵送で申請者(会長)住所へ
交付決定 通知後	請求書 ※ <u>口座名義人と代表 者が異なる場合は押 印必要</u>	→	受理	補助金支払手続きの開始 ※請求書に押印する印鑑は口座 振替依頼書に押印した <u>同一印</u> で
請求後 約半月	補助金の 振込を確認	←	補助金の 口座振込	請求書審査・決裁 ※ <u>適正な請求書を受理した日か ら30日以内</u> を目安に振り込み ます。

① 補助金は申請主義ですので、申請をする義務はありませんが、申請された場合には、補助金交付要綱に定める上限(加入世帯数×700円又は公益的事務・事業に関わる支出予定総額の1/3のどちらか安価な額)まで補助金を交付します。

② 補助金を受けた団体は、翌年度すみやかに前年度報告書類を作成し、補助を受けた額の3倍以上「公益的」な事務・事業に支出していたかどうかの確認を受ける必要があります。

9 個人情報の取り扱いについて

1 個人情報保護法

個人情報とは...個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるものをさします。

いままで、5,000件を超える個人情報を扱っていなければ法の対象となりませんでしたが、平成29年5月30日の法改正により、営利、非営利を問わず名簿等の個人情報を取り扱っている**小規模団体も適用対象**となりました。このことにより、私たち自治会、町内会も今まで以上に個人情報の慎重な取り扱いが求められることになりました。

しかしながら、**本人の知らない間に個人情報が保有・利用・提供されないよう配慮していれば**、基本的な取り扱いに**問題はありません**。

2 名簿を作成利用する上で必要なこと

- ◎ 個人情報を提供してもらう際は、あらかじめ利用目的を決めて、本人に伝えること。
- ◎ 配布の範囲や内容について同意を得ること。

3 取り扱いの7つのチェックポイント

- ① 個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて、本人に伝えること。
- ② 個人情報は、決めた目的以外のことには使わないこと。
- ③ 個人情報を第三者に渡す際は、本人の同意を得ること。
- ④ 個人情報のうち要配慮個人情報については、特別なルールを守らなければならない。
- ⑤ 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること。
- ⑥ 取得した個人情報は安全に管理すること。
- ⑦ 苦情の申し出に対応すること。



4 そのほか気を付けること

- ◎ 個人情報を第三者に渡すときは、記録を残し原則3年保存する。
- ◎ 第三者から個人情報をもらうときは、「氏名」「第三者が取得した経緯」等を確認・記録し原則3年記録を保存する。
- ◎ 不正な利益を図る目的で個人情報を提供、盗用しない。(罰則が科されます。)

※ 自治会町内会の運営をする上で、会員の皆様の個人情報は必要不可欠なものです。ルールを守って有効に活用しましょう。

※ わからないことがあれば、専門の相談窓口があります。区役所にお問い合わせください。



10 自治会町内会の法人化について



1 法人化の意義

自治会町内会が会館などの資産を保有する場合、通常は団体名義による登記ができません。しかし、代表者個人または共同名義で登記した場合、名義人の死亡による相続問題や個人負債による差押えなど財産上の問題が生じる場合があります。

そのような問題を解決するために、平成3年4月に地方自治法が改正され、自治会町内会が認可地縁団体として法人化すれば、財産を団体名義で登記できるようになりました。

この度、地方自治法の改正(令和3年11月26日施行)により、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために法人格を取得することが可能になりました。

2 自治会町内会の意思決定

法人化したい場合には、事前に現行の規約(会則)に基づく総会を開催し、法人認可申請の可否について意思決定をします。意思決定後、認可申請に必要な次の点について審議し、承認を受けます。

- ① 法人としての規約(会則)の制定
- ② 区域の確定
- ③ 構成員の確定

3 区役所への法人認可申請

意思決定後、法人認可申請書類を区役所に提出します。

- ① 規約(会則)
- ② 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
(議長と議事録署名人の署名・押印がされた総会議事録等の写し)
- ③ 構成員名簿
- ④ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類(事業報告書、決算書、事業計画書、予算書、財産目録等)



4 法人としての印鑑登録・印鑑登録証明

法人認可後、代表者の印鑑を登録することができます。登記や融資を受ける場合などで代表者印を押印する場合に必要となります。

印鑑登録には、代表者個人の印鑑登録証明書とその印鑑、そして団体代表者の印鑑が必要となります。

ただし、印鑑登録は届出代表者が変更となると、自動的に抹消されます。

※ 詳細は、区役所地域振興課地域活動係(954-6091)までお問い合わせください。

きらっとあさひプラン

第4期 旭区地域福祉保健計画 令和3年度～7年度

○ 身近な地域での見守り・支え合い

現在の地域社会は、少子高齢化などによる家族形態の変化や、就労・子育てなどのライフスタイルの変化とともに、隣近所との関係性の希薄化が進んでいます。加えて、中高年の子どもの生活を高齢の親が支える「8050 問題」や介護と子育てを同時に担う「ダブルケア」など、様々な社会問題も顕在化しています。

このような中でも、日頃から声をかけ合い、さりげなく気づかうことで、誰もが孤立せず、困ったときに相談したり、支援につなげたりできる関係＝「見守り・支え合い」が大切です。それは『きらっとあさひプラン』で目指す姿でもあります。

○ きらっとあさひプラン（旭区地域福祉保健計画）とは

旭区に住むすべての方が地域で支え合い、安心して自分らしく暮らせるようにするための計画です。住民や地区連合自治会町内会などの住民自治組織・事業者・公的機関（区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が協働し、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進め、地域の福祉保健課題を解決するために策定・推進しています。

第4期計画では、新たな『基本理念』を掲げ、目指すまちの姿を設定し、「区全域計画」と19地区の「地区別計画」で基本的な考え方を共有しています。

きらっとあさひプラン（第4期旭区地域福祉保健計画） 令和3～7年度

基本理念

地域で支え合い 安心して自分らしく暮らせるまち 旭区をつくろう

目指す姿

- 1 誰もが、ともに生きるまち
- 2 みんなが、声をかけあえるまち
- 3 ひとりひとりが、自分らしくいられるまち

各地区で自治会町内会や地区社会福祉協議会など様々な団体が、交流や見守り・支えあい活動などに取り組んでいます！

区全域計画

- 区全体の共通課題、基本理念や基本目標を実現するための取組
- 地区だけでは解決することが難しいことを支援するための取組

地区別計画

- おおむね19地区の連合自治会町内会で策定・推進する計画
- 目指すべきまちの姿や地区の様々な課題に対し、地区の皆さんが主体的に進める取組



知い合い — をつ — 支え

いざ！ といとき たすけあう

避難場所や備蓄の確認、訓練などを行います。災害時に助け合います。



防災

やっぱり、頼りになるのはご近所ですよ



安心 して暮らせる

いつもありがとう！

防犯灯の設置やまちのパトロール、子どもたちの見守りをします。

防犯・交通安全

自治会町内会

地域の人が集まり、交流し親睦をはかります。いざという時に助け合える住民同士のつながり（絆）を育みます。

困っていることを相談したり、地域に知っている人がいると安心につながります。

きれい なまち

資源集団回収やまちの清掃を行います。

ごみ（資源）を集め市役所に持って行ってもらいます。

豊かな自然

環境・美化



区役所のほか、警察や消防、土木事務所、学校、商店街などいろいろなところと連携するよ

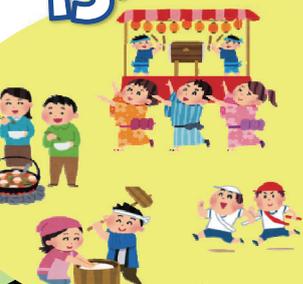
合って暮らそう

一人ではできないけれど、
みんなで協力するとできることって、
いっぱいあるね。



ふるさと

を感じる



運動会や
文化活動、
お祭りや
餅つき大会などを
行います。

お祭り

文化・スポーツ

旭区には
約240の
自治会町内会
があるよ。



旭区には
19の地区連合が
あるんだよ。



知り合う・支えあう

お年寄りや子どもに
声をかけたり、かけられたり。

ご近所に知り合いが
増えます



福祉

ご近所の福祉

区連会

※

地区連合会長が月に一度集まります。
地区連合同士や区役所などと
意見交換を行います。

独自の取組や行政と協働により
課題解決に取り組みます。

※「区連会」は、
「旭区連合自治会
町内会連絡協議会」
の略称です

地区連合自治会町内会

自治会町内会長たちが集まり
地区ごとに連合をつくります。

1つの自治会町内会では
解決が難しい地域の課題に
皆で協力して取り組みます。



自治会

町内会



情報共有

11 区役所等の業務案内

954-6161

ご用件の担当係がお分かりにならない場合は、右の番号へおかけください。

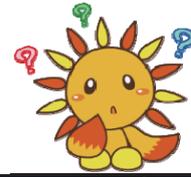
(横浜市コールセンターから、旭区役所につながります。)

区役所所在地：〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12

部	課	係	主な業務内容
総務部	総務課 FAX:951-3401	庶務係 954-6005~7	横浜市市民活動保険、行政証明、土地の名称等変更証明、仮ナンバー、防災対策
		予算調整係 954-6011	区づくり推進費の予算決算、庁舎管理
		統計選挙係 954-6012~3	各種統計調査(国勢調査、経済センサス等)、各種選挙、不在者投票、区選挙管理委員会
	区政推進課 ※1 FAX:955-2856 ※2 FAX:951-3401	広報相談係 ※1 954-6021~3	窓口案内、広報、広聴(市民からの提案、区長陳情など)、情報公開、特別相談
		企画調整係 ※2 954-6026	区の主要事業の企画調整
		まちづくり調整担当 ※2 954-6026	区のまちづくり、まちのルールづくり相談コーナー
	地域振興課 FAX:955-3341	地域活動係 954-6091~2	自治会町内会、交通安全、スクールゾーン、消費者対策、防犯対策
		生涯学習支援係 954-6094、5、7、9	スポーツ振興、文化振興、青少年健全育成、生涯学習、市民活動、農の魅力PR、マスコットキャラクター「あさひくん」に関すること
		区民施設担当 954-6097	区民利用施設の管理運営、子どもの遊び場の管理運営
		資源化推進担当 954-6096	ヨコハマ プラ5.3計画の推進、ごみの発生抑制・再使用・再利用の促進、街の美化推進、不法投棄防止
		地域力推進担当 954-6028	地域活動の支援(あさひみらい塾、地区担当制、タウンミーティング)
	戸籍課 FAX:955-4411	証明発行窓口	住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明(謄本・抄本)等の交付
		戸籍担当 954-6031~2	戸籍届(出生、死亡、婚姻等)
		登録担当 954-6034	転入・転出等の住民異動届、印鑑登録、小・中学校への転入学、個人番号(マイナンバー)カードの諸手続等
	税務課 ※1 FAX:954-0948 ※2 FAX:953-7399	税証明等発行窓口	課税(非課税)証明書、納税証明書、評価証明書、住宅用家屋証明書(中古)、125cc以下のバイク等の登録・廃車等
		市民税担当 ※1 954-6041~5	市民税・県民税申告・相談
		土地担当 ※1 954-6047~9	固定資産税・都市計画税(土地)の課税、土地の評価等
		家屋担当 ※1 954-6053~6	固定資産税・都市計画税(家屋)の課税、家屋の評価等
		収納担当 ※2 954-6071~8 954-6194	市税の納付相談
区会計室 FAX:953-7399	会計係 954-6086	公金(横浜市)の収入・支出	
福祉保健センター	福祉保健課 FAX:953-7713	福祉保健係 954-6101	民生委員・児童委員、主任児童委員
		事業企画担当 954-6143~4	地域福祉保健計画の推進、地域ケアプラザの管理運営、福祉保健活動拠点の管理運営等
		健康づくり係 954-6146~8	予防接種、がん検診、保健活動推進員、食生活等改善推進員、生活習慣病予防、健康相談、感染症予防等

部	課	係	主な業務内容	
福祉保健センター	生活衛生課 FAX:952-1504	食品衛生係 954-6166~7	食品関係営業許可、食品に関する相談、医療系免許	
		環境衛生係 954-6168	理美容などの営業、ビルの衛生管理、犬の登録、犬・猫の飼育相談、ネズミ・害虫駆除相談	
	高齢・障害支援課 FAX:955-2675	高齢・障害サービス係 954-6115	高齢者・障害者に関する福祉保健相談、障害者の有料道路(ETC)割引、濱ともカード(65歳以上)、敬老特別乗車証、福祉特別乗車券(18歳以上)、敬老月間、老人クラブ(かがやきクラブ旭)	
		高齢者支援担当 954-6125	高齢者に関する福祉、認知症、訪問支援、介護予防、高齢者虐待相談	
		介護保険担当 954-6061	要介護認定、指定居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者に関する相談	
		障害者支援担当 954-6145	身体・知的障害者(18歳以上)に関する福祉、精神保健福祉、難病患者相談	
	子ども家庭支援課 FAX:951-4683	こども家庭係 954-6151	母子健康手帳、乳幼児健診、小児慢性特定疾病等医療給付、児童手当、特別乗車証(児童扶養手当受給者、18歳未満障害児)	
		子育て支援担当 954-6117	身体・知的障害者(18歳未満)に関する福祉保健相談、女性福祉相談、児童扶養手当	
		保育担当 954-6173	保育所等利用申込、保育サービス等の相談	
		こども家庭相談 954-6160	子どもに関する相談(育児、ひきこもり、児童虐待等)	
		学校連携・こども担当 954-6019	学童・放課後キッズクラブ、学校連携等	
	生活支援課 FAX:951-5831	生活支援係 954-6104	生活保護、生活困窮者自立支援	
		事務係 954-6105	戦没者遺族の援護	
	保険年金課 FAX:954-5784	国民年金係 954-6131~2	国民年金の資格関係、保険料の免除・猶予関係、障害基礎年金、老齢基礎年金	
		保険係	954-6134	国民健康保険・介護保険の資格や保険料
			954-6137	保険料納付相談(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療)
			954-6135 6138	国民健康保険・介護保険の給付、後期高齢者医療、小児医療、重度障害者やひとり親家庭等の医療費助成
	旭土木事務所 FAX:952-1518	管理係 953-8801	公園使用許可、道水路占用許可・境界調査、道水路の草刈、カーブミラー、放置自転車(公道上)	
道路係 953-8801		道路の維持管理、街路樹維持管理、開発行為の相談、狭あい道路等		
下水道・公園係 953-8801		下水道・河川・公園の維持管理、開発行為の相談		
資源循環局旭事務所 FAX:953-6669	953-4811	ごみ集積場所の新設・移動等の相談、ごみと資源物の分別、集積場所への不法投棄、環境事業推進委員、資源集団回収		
旭消防署	総務・予防課 FAX:951-0119	庶務係 消防団係 予防係 951-0119	消防署の庶務・経理 消防団 火災予防・立入検査・危険物・消防設備規制	
	警防課 FAX:951-0119	警防第一係 警防第二係 951-0119	罹災証明書(火災)・救急証明書・火煙発生等届出	
旭公会堂 FAX:954-6170	954-6170	公会堂の利用受付、備品などの貸出		
旭区社会福祉協議会 FAX:392-0222	392-1123	地域の福祉保健活動の支援、ボランティア活動の相談・調整、共同募金・日本赤十字社・更生保護協会等事務局、寄付受付等		
二俣川駅 行政サービスコーナー FAX:366-0381	366-6615	住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付、市県民税(非)課税証明書などの交付、(時間帯によりその場でお渡しできない場合があります)平日7:30~19:00、土日9:00~17:00、国民の祝日及びその振替休日、12/29~1/3は休み		

12 こななときはどこに・・・



	業務内容	階・窓口	電話	係・担当
あ	愛の手帳(療育手帳)の申請(障害18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当
	愛の手帳(療育手帳)の申請(障害18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当
い	赤ちゃん教室	3-33	954-6150	子育て支援担当
	空家の一般的な相談	2-23	954-6026	まちづくり調整担当
	あさひの逸品	2-23	954-6026	企画調整係
	あさひみらい塾	2-21	954-6028	地域力推進担当
	アンナガバチの駆除に関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	あんしん電話(高齢者)の申請	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	あんしん電話(障害者18歳以上)の申請	別-3	954-6128	障害者支援担当
	医師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係
	石綿(アスベスト)健康被害等相談	3-30	954-6146	健康づくり係
	犬に噛まれた・飼い犬が人を噛んだ場合の相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	犬の飼育相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	犬の登録・狂犬病予防注射の届出	3-35	954-6168	環境衛生係
	犬の引取り・苦情・保護	3-35	954-6168	環境衛生係
医療関係施設の開設等申請	3-34	954-6166	食品衛生係	
印鑑登録(住民個人)	1-9	954-6034	登録担当	
印鑑登録(認可地縁団体の自治会町内会)	2-21	954-6091	地域活動係	
印鑑登録証明書(住民個人)	1-7	954-6034	登録担当	
印鑑登録証明書(認可地縁団体の自治会町内会)	2-21	954-6091	地域活動係	
飲食店等の営業許可申請・報告・届出	3-34	954-6166	食品衛生係	
インフルエンザ(高齢者)	3-30	954-6146	健康づくり係	
う	運営方針	2-23	954-6026	企画調整係
え	エイズ(HIV)検査・相談	3-30	954-6146	健康づくり係
	栄養士免許の申請	3-34	954-6166	食品衛生係
	閲覧(固定資産税課税台帳・閲覧図)	2-29	954-6047	土地担当
お	閲覧(地価公示価格の書面)	1-1	954-6022	広報相談係
	落し物	2-24	954-6006	庶務係
か	温泉の掘削、利用等の許可・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	カーブミラー	旭土木	953-8801	管理係
	介護サービス自己負担助成(介護保険)	1-4	954-6134	保険係
	(介護保険)指定居宅介護支援事業者についての問い合わせ	別-3	954-6061	介護保険担当
	(介護保険)指定居宅サービス事業者についての問い合わせ	別-3	954-6061	介護保険担当
	介護保険(給付申請、高額介護サービス費)	1-5	954-6138	保険係(給付)
	介護保険外サービスに関する問い合わせ	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	介護保険サービスに関する問い合わせ	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	介護保険の加入、資格喪失、保険料	1-4	954-6134	保険係
	介護保険の要介護認定申請	別-3	954-6061	介護保険担当
	介護予防事業	別-3	954-6191	高齢者支援担当
	開示請求(行政文書、個人情報)	1-1	954-6022	広報相談係
	外出支援事業案内・相談(障害者18歳以上)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	外出支援事業案内・相談(障害児18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当
	開発行為相談受付	旭土木	953-8801	下水道・公園係
	街路樹の維持管理	旭土木	953-8801	道路係
	火煙発生届	2-消-3	951-0119	消防署警防第一係・第二係
家屋の評価	2-29	954-6054	家屋担当	
課税証明書(市・県民税、住民税)	2-27	954-6043	市民税担当	
河川の維持管理	旭土木	953-8801	道路係、下水道・公園係	
火埋葬許可	1-12	954-6031	戸籍担当	
家庭用品に関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
紙おむつ給付(高齢者)の申請	別-3	954-6125	高齢者支援担当	
紙おむつ給付(障害者18歳以上)の申請	別-3	954-6128	障害者支援担当	
紙おむつ給付(障害児18歳未満)の申請	3-33	954-6117	子育て支援担当	
仮ナンバー(自動車臨時運行許可)	2-24	954-6006	庶務係	
簡易給水水道、小規模受水槽水道に関する届出・相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
簡易専用水道の衛生	3-35	954-6168	環境衛生係	
肝炎ウイルス検査	3-30	954-6146	健康づくり係	
肝炎治療医療費助成制度	3-30	954-6146	健康づくり係	
看護師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係	
感染症予防・対策	3-30	954-6147	健康づくり係	

	業務内容	階一窓口	電話	係・担当	
き	期日前投票	2-24	954-6012	統計選挙係	
	義務教育諸学校の就学	1-9	954-6034	登録担当	
	救急講習等	2消-2	951-0119	消防署予防係	
	救急証明書	2消-3	951-0119	消防署警防第一係・第二係	
	給食施設指導	3-30	954-6148	健康づくり係	
	狭あい道路に関すること	旭土木	953-8801	道路係	
	境界届該当証明	新	954-6104	生活支援係	
	行政サービスコーナー		366-6615	二俣川駅行政サービスコーナー	
	禁煙相談・啓発	3-30	954-6147	健康づくり係	
	く	区の主要事業の企画調整	2-23	954-6026	企画調整係
区民生活・防災マップの発行・配布		1-1	954-6022	広報相談係	
〃		2-24	954-6007	庶務係	
区民文化センターの管理運営		2-22	954-6097	区民施設担当	
区民利用施設の管理運営		2-22	954-6097	区民施設担当	
クリーニング所の開設等の届出・相談、クリーニング師免許の申請		3-35	954-6168	環境衛生係	
グリーンロード		2-21	954-6092	地域活動係	
け		軽自動車税の課税	2-28	954-6042	市民税担当
		敬老バス(敬老特別乗車証)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
		下水道の維持管理	旭土木	953-8801	下水道・公園係
	結核の予防・対策	3-30	954-6147	健康づくり係	
	健康手帳(40歳以上)	3-30	954-6146	健康づくり係	
	研修室を借りたい	みなくる	382-1000	地域力推進担当	
	建築物清掃業等の登録・申請・届出	3-35	954-6168	環境衛生係	
	原動機付自転車(125CC以下)登録、廃車、変更	2-27	954-6042	市民税担当	
	県民税課税(所得)証明、非課税証明	2-27	954-6043	市民税担当	
	県民税の申告・課税	2-28	954-6043	市民税担当	
こ	公園愛護会	旭土木	953-8801	管理係、下水道・公園係	
	公園使用許可	旭土木	953-8801	管理係	
	公園の維持管理	旭土木	953-8801	下水道・公園係	
	公害健康被害者の家庭療養指導	別-3	954-6127	障害者支援担当	
	高額介護(居宅支援)サービス費	1-5	954-6138	保険係(給付)	
	高額障害福祉サービス費支給(18歳以上)	別-3	954-6145	障害者支援担当	
	高額障害福祉サービス費・通所入所給付費支給(障害児18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当	
	高額療養費・限度額証	1-5	954-6138	保険係(給付)	
	後期高齢者医療制度	1-5	954-6138	保険係(給付)	
	興行場の営業許可・相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	公金(横浜市)の収入・支出	2-20	954-6086	区会計室	
	公衆浴場の営業許可・相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	広聴(「市民からの提案」、区長陳情など)	1-1	954-6022	広報相談係	
	交通安全	2-21	954-6091	地域活動係	
	交通事故(国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険関係)	1-5	954-6138	保険係(給付)	
	公的年金からの住民税の特別徴収	2-28	954-6043	市民税担当	
	広報・広報物配布(広報ここはま、区民生活・防災マップ、旭区便利帖)	1-1	954-6022	広報相談係	
	行旅死亡人取扱い	新	954-6069	生活支援係	
	行旅人旅費貸付	新	954-6069	生活支援係	
	高齢者の虐待相談	別-3	954-6125	高齢者支援担当	
	高齢者の訪問指導	別-3	954-6191	高齢者支援担当	
	高齢者福祉(要援護高齢者)の相談	別-3	954-6125	高齢者支援担当	
	高齢者福祉保健サービスの申請	別-3	954-6125	高齢者支援担当	
	国勢調査	2-24	954-6012	統計選挙係	
	国民健康保険の加入・資格喪失・保険料	1-4	954-6134	保険係	
	国民健康保険の給付	1-5	954-6138	保険係(給付)	
	国民年金の加入等(第1号被保険者)	1-6	954-6131	国民年金係	
	個人番号(マイナンバー)カードの申請	1-10			
	受取(予約者のみ)	1-2	954-6034	登録担当	
	戸籍証明	1-12	954-6031	戸籍担当	
	戸籍全部(個人)事項証明(謄本・抄本)	1-7	954-6031	戸籍担当	
	戸籍の附票の写し	1-7	954-6031	戸籍担当	
	子育て支援者事業	3-33	954-6150	子育て支援担当	
	こども家庭相談	3-33	954-6160	子育て支援担当	
	固定資産課税台帳(家屋)	2-29	954-6053	家屋担当	
	固定資産課税台帳(土地)	2-29	954-6047	土地担当	
	固定資産税の証明(納税証明を除く)	2-27	954-6047	土地担当	
	固定資産税(家屋)の評価・課税	2-29	954-6054	家屋担当	
	固定資産税(土地)の評価・課税	2-29	954-6047	土地担当	
	こどもログハウスの管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当	
コミュニティハウスの管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当		
コミュニティハウス整備促進	2-23	954-6026	まちづくり調整担当		
婚姻届	1-12	954-6031	戸籍担当		
困窮の生活相談	新	954-6104	生活支援係		
こんにちは赤ちゃん訪問	3-32	954-6151	こども家庭係		

	業務内容	階・窓口	電話	係・担当	
さ	サークルの紹介・サークルガイド	みなくる	382-1000	地域力推進担当	
	災害応急用井戸の届出・相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	災害時医療	3-31	954-6101	福祉保健係	
	災害時の防疫作業(消毒など)に関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	災害時要援護者名簿に関する相談	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係	
	催事(食品等取扱い)の届出・相談	3-34	954-6166	食品衛生係	
	在宅重度障害者手当の申請(障害者18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当	
	在宅重度障害者手当の申請(障害児18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当	
	「さんさんガイド」(旭区便利帖)の発行・配布	1-1	954-6022	広報相談係	
	産後母子ケア事業	3-32	954-6150	子育て支援担当	
	し	JR定期割引(児童扶養手当受給世帯)	3-32	954-6151	こども家庭係
		歯科医師免許の申請・届出	3-34	954-6166	食品衛生係
		歯科保健	3-30	954-6146	健康づくり係
		死産届	1-12	954-6031	戸籍担当
歯周病予防教室		3-30	954-6146	健康づくり係	
市税の納付相談		2-25	954-6071~78	収納担当	
自治会町内会		2-21	954-6091	地域活動係	
指定居宅介護支援事業者についての問い合わせ		別-3	954-6061	介護保険担当	
指定居宅サービス事業者についての問い合わせ		別-3	954-6061	介護保険担当	
指定難病		別-3	954-6115	高齢・障害サービス係	
児童虐待相談(こども家庭相談)		3-33	954-6160	子育て支援担当	
自動車燃料券(18歳以上の身体・知的障害者)		別-3	954-6115	高齢・障害サービス係	
自動車燃料券(障害児18歳未満)		3-32	954-6151	こども家庭係	
自動車燃料券(精神障害児者)		別-3	954-6145	障害者支援担当	
児童手当		3-32	954-6151	こども家庭係	
児童扶養手当の申請		3-33	954-6117	子育て支援担当	
死亡届		1-12	954-6031	戸籍担当	
市民活動支援センター		みなくる	382-1000	地域力推進担当	
市民活動支援センターの管理運営		2-22	954-6028	地域力推進担当	
市民活動団体の登録		みなくる	382-1000	地域力推進担当	
市民活動保険		2-24	954-6006	庶務係	
市民からの提案		1-1	954-6022	広報相談係	
市民税課税(所得)証明、非課税証明		2-27	954-6043	市民税担当	
市民税の申告・課税		2-28	954-6043	市民税担当	
社会福祉統計(国民生活基礎調査)		3-31	954-6101	福祉保健係	
住環境整備事業(障害者18歳以上)		別-3	954-6128	障害者支援担当	
住環境整備事業(障害児18歳未満)相談		3-33	954-6117	子育て支援担当	
住宅改修(介護保険)相談		別-3	954-6125	高齢者支援担当	
住居表示		1-9	954-6034	登録担当	
住居表示変更証明書		1-7	954-6034	登録担当	
住宅改修費還付申請(介護保険)		1-5	954-6138	保険係(給付)	
住宅用家屋証明書(中古)		2-27	954-6047	土地担当	
重度障害者医療の資格・医療証の発行		1-5	954-6138	保険係(給付)	
住民異動届(転入・転出・転居・世帯変更)		1-9	954-6034	登録担当	
住民基本台帳カードの諸手続き(平成27年12月で発行手続終了)		1-9	954-6034	登録担当	
住民票記載事項証明書		1-7	954-6034	登録担当	
住民票の写し		1-7	954-6034	登録担当	
縦覧(固定資産税・土地)		2-29	954-6047	土地担当	
縦覧(固定資産税・家屋)		2-29	954-6054	家屋担当	
受水槽に関する届出・相談		3-35	954-6168	環境衛生係	
出産育児一時金		1-5	954-6138	保険係(給付)	
出生届		1-12	954-6031	戸籍担当	
生涯学習の相談・機材の貸出		みなくる	382-1000	地域力推進担当	
障害基礎年金の相談・申請		1-6	954-6131	国民年金係	
障害者(18歳以上)在宅サービスの申請		別-3	954-6128	障害者支援担当	
障害児(18歳未満)在宅サービスの申請		3-33	954-6117	子育て支援担当	
障害者(18歳以上)日常生活用具の相談・申請	別-3	954-6128	障害者支援担当		
障害児(18歳未満)日常生活用具の相談・申請	3-33	954-6117	子育て支援担当		
障害児福祉手当相談	3-33	954-6117	子育て支援担当		
障害福祉サービス申請・相談(障害児18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当		
障害福祉サービス申請相談(障害者18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当		
証紙(横浜市収入証紙)販売・払い戻し	2-20	954-6086	区会計室		
小中学校の入学・転校	1-9	954-6034	登録担当		
商店街振興	2-21	954-6095	地域活動係		
小児の医療費助成事業	1-5	954-6138	保険係(給付)		
小児慢性特定疾病医療の申請	3-32	954-6151	こども家庭係		
消費者対策・消費生活推進員	2-21	954-6091	地域活動係		
消防訓練	2消-2	951-0119	消防署予防係		
消防団への入団相談・申請	2消-1	951-0119	消防署消防団係		

	業務内容	階一窓口	電話	係・担当
し	情報公開に係る請求書の受付	1-1	954-6022	広報相談係
	食事サービスの申請(高齢者)	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	食事サービスの申請(身体障害者18歳以上)	別-3	954-6193	障害者支援担当
	食生活等改善推進員	3-30	954-6148	健康づくり係
	食生活等改善推進員養成講座	3-30	954-6148	健康づくり係
	食中毒予防・食品に関する苦情、相談	3-34	954-6166	食品衛生係
	助産制度の申請	3-33	954-6117	子育て支援担当
	女性福祉相談	3-33	954-6117	子育て支援担当
	除籍謄本・抄本	1-12	954-6031	戸籍担当
	所得証明書	2-27	954-6043	市民税担当
	自立支援医療(育成医療)	3-32	954-6151	こども家庭係
	自立支援医療(更生医療)相談・申請	別-3	954-6128	障害者支援担当
	自立支援医療(精神通院)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	人口・世帯数	2-24	954-6012	統計選挙係
	身体障害者(高齢者)の福祉保健相談	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	身体障害者(18歳以上)の福祉保健相談	別-3	954-6128	障害者支援担当
身体障害者手帳の申請(高齢者)	別-3	954-6125	高齢者支援担当	
身体障害者手帳の申請(18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当	
身体障害者手帳の申請(18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当	
す	水浴場(プール)の営業許可・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	スクールゾーンに関すること	2-21	954-6091	地域活動係
	スズメバチの駆除に関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	スポーツ振興	2-21	954-6095	生涯学習支援係
	スポーツセンター・スポーツ会館の管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当
	住まいの衛生相談	3-35	954-6168	環境衛生係
せ	製菓衛生師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係
	生活困窮者自立支援	新	954-6104	生活支援係
	生活支援ショートステイの相談	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	生活習慣病予防相談(禁煙・メタボリックシンドローム・食生活)	3-30	954-6146	健康づくり係
	生活保護	新	954-6104	生活支援係
	青少年の健全育成	2-22	954-6095	生涯学習支援係
	精神障害者の福祉保健(精神保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院))	別-3	954-6145	障害者支援担当
	成年後見制度の相談(高齢者)	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	成年後見制度の相談(障害者18歳以上)	別-3	954-6193	障害者支援担当
	世帯(世帯主)変更届	1-9	954-6034	登録担当
	選挙	2-24	954-6012	統計選挙係
	戦没者遺族の援護	新	954-6105	事務係
専用水道に関する申請・相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
たち	タウンミーティング	2-21	954-6028	地域力推進担当
	地域活動推進費補助金	2-21	954-6091	地域活動係
	地域ケアプラザの管理運営	3-31	954-6143	事業企画担当
	地域交通・移動支援	2-23	954-6026	まちづくり調整担当
	地域福祉保健計画に関すること	3-31	954-6143	事業企画担当
	地球温暖化対策の推進	2-23	954-6026	企画調整係
	畜舎の許可・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	地区センターの管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当
	地区担当制	2-21	954-6028	地域力推進担当
	知的障害者(18歳以上)の福祉保健相談	別-3	954-6128	障害者支援担当
	知的障害児(18歳未満)の福祉保健相談	3-33	954-6117	子育て支援担当
	調理師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係
	陳情(市長陳情・区長陳情)	1-1	954-6022	広報相談係
	電子証明書(公的個人認証)の更新	1-10	954-6034	登録担当
	転籍届	1-12	954-6031	戸籍担当
	と	統計調査・統計刊行物	2-24	954-6012
道水路の境界調査申請		旭土木	953-8801	管理係
道水路の草刈		旭土木	953-8801	管理係
道水路の占用許可		旭土木	953-8801	管理係
道路の維持管理・修繕等		旭土木	953-8801	道路係
特定医療費(指定難病)		別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
特定建築物の届出、衛生(給水、空調など)に関する相談		3-35	954-6168	環境衛生係
特別児童扶養手当の申請		3-33	954-6117	子育て支援担当
特別障害者手当申請		別-3	954-6128	障害者支援担当
特別相談(法律、公証、司法書士、交通事故、民事調停手続等)		1-1	954-6022	広報相談係
都市計画マスタープラン		2-23	954-6026	まちづくり調整担当
土地の評価		2-29	954-6047	土地担当
土地の名称等変更証明		2-24	954-6006	庶務係

	業務内容	階-窓口	電話	係・担当
な	名寄帳(土地・家屋)	2-29	954-6047	土地担当
	難病患者の保健と福祉	別-3	954-6191	高齢者支援担当
に	入院医療支援金(精神)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	乳幼児健診	3-32	954-6151	子ども家庭係
ね	乳幼児食生活健康相談	3-30	954-6146	健康づくり係
	乳幼児・妊産婦歯科相談(経過歯科・むし歯予防・歯みがき教室含む)	3-32	954-6151	子ども家庭係
	妊産婦の健康	3-33	954-6150	子育て支援担当
	認知症の相談	別-3	954-6191	高齢者支援担当
	猫の飼育相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	猫の引取り・苦情・保護	3-35	954-6168	環境衛生係
	ねずみ・衛生害虫の駆除相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	納税証明書	2-27	954-6071~78	収納担当
	農の魅力PR	2-22	954-6095	生涯学習支援係
	納付書再発行(市税)	2-25	954-6071~78	収納担当
は	肺がん検診	3-30	954-6146	健康づくり係
	バイク(125cc以下)の登録、廃車、変更	2-27	954-6042	市民税担当
	母親(両親)教室	3-33	954-6150	子育て支援担当
	パブリックコメント(計画等の案及び関連資料の閲覧)	1-1	954-6022	広報相談係
ひ	濱ともカード	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	非課税証明(市・県民税、住民税)	2-27	954-6043	市民税担当
ふ	ひきこもり相談(18歳以上)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	ひきこもり相談(18歳未満)	3-33	954-6160	子育て支援担当
	ひとり親家庭等医療費助成	1-5	954-6138	保険係(給付)
	ひとり親家庭等の相談	3-33	954-6117	子育て支援担当
	被爆者医療給付・健康手帳	3-30	954-6146	健康づくり係
	美容所の開設等の届出・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	評価証明書(固定資産課税台帳登録事項証明)	2-27	954-6047	土地担当
	標準負担額減額認定証の交付	1-5	954-6138	保険係(給付)
	福祉タクシー券(18歳以上の身体、知的障害者)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	福祉タクシー券(精神障害児者)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	福祉タクシー券(障害児18歳未満)	3-32	954-6151	子ども家庭係
	福祉特別乗車券の交付(18歳以上の身体、知的障害者)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	福祉特別乗車券の交付(精神障害児者)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	福祉特別乗車券の交付(児童扶養手当受給世帯・障害児18歳未満)	3-32	954-6151	子ども家庭係
	福祉保健活動拠点の管理運営	3-31	954-6143	事業企画担当
へ	福祉用具購入(介護保険)	1-5	954-6138	保険係(給付)
	ふぐ包丁師免許申請・届出	3-34	954-6166	食品衛生係
	不在者投票	2-24	954-6012	統計選挙係
	不在住証明書	1-7	954-6034	登録担当
	不在籍証明書	1-12	954-6031	戸籍担当
	負担限度額認定証(介護)	1-5	954-6138	保険係(給付)
	不法投棄	2-21	954-6096	資源化推進担当
	文化振興	2-22	954-6097	生涯学習支援係
	ペットに関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	ほ	保育所スタッフ登録(市立園)	3-32	954-6151
保育所運営に関する相談		3-33	954-6173	保育担当
保育所入所・保育料		3-33	954-6173	保育担当
防火管理者の届出		2消-2	951-0119	消防署予防係
放課後児童育成(学童・放課後キッズクラブ)		3-33	954-6019	学校連携・子ども担当
防災対策		2-24	954-6007	庶務係
放置自転車(放置禁止区域以外の公道上)		旭土木	953-8801	管理係
放置自転車(放置禁止区域内)		2-21	954-6091	地域活動係
防犯対策		2-21	954-6091	地域活動係
防犯灯		2-21	954-6091	地域活動係
防犯灯維持管理費補助金		2-21	954-6091	地域活動係
訪問理美容サービス申請・相談		別-3	954-6125	高齢者支援担当
ホームレス支援		新	954-6104	生活支援係
保健活動推進委員会		3-30	954-6146	健康づくり係
保健師免許の申請・届出		3-34	954-6166	食品衛生係
保険料納付相談(介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険)		1-14	954-6137	保険係
保護受給者証明		新	954-6104	生活支援係
母子・父子・寡婦福祉資金(貸付)の申請・相談		3-33	954-6117	子育て支援担当
母子健康手帳交付申請		3-32	954-6151	子ども家庭係
母子訪問指導		3-33	954-6150	子育て支援担当
補装具の申請(高齢者)		別-3	954-6125	高齢者支援担当
補装具の申請(障害者18歳以上)		別-3	954-6128	障害者支援担当
補装具の申請(障害児18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当	
ホタルの舞う里づくり	2-23	954-6026	企画調整係	
墓地・納骨堂・火葬場の許可相談	3-35	954-6168	環境衛生係	

	業務内容	階-窓口	電話	係・担当
ま	マイナンバー(個人番号)カードの申請 受取(予約者のみ)	1-10 1-2	954-6034	登録担当
	まちぐるみ地域防犯推進事業助成金	2-21	954-6091	地域活動係
	街の美化	2-21	954-6096	資源化推進担当
	町の防災組織活動費補助金	2-24	954-6007	庶務係
	まちのルールづくり相談コーナー	2-23	954-6026	まちづくり調整担当
	窓口案内	1-1	954-6022	広報相談係
み	緑のカーテンづくり	2-23	954-6026	企画調整係
	身分証明書	1-7	954-6031	戸籍担当
	未利用市有地の利用等についての相談	2-23	954-6026	企画調整係
	民生委員・児童委員、主任児童委員	3-31	954-6101	福祉保健係
め	免許の申請、届出(医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、調理師、製菓衛生師など)	3-34	954-6166	食品衛生係
も	催物開催届出	2消-2	951-0119	消防署予防係
や	薬剤師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係
ゆ	郵便等投票	2-24	954-6012	統計選挙係
	有料道路割引(障害者18歳以上)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	有料道路割引(障害児18歳未満)	3-32	954-6151	こども家庭係
	養育医療の申請	3-32	954-6151	こども家庭係
よ	要介護認定申請に関する問い合わせ	別-3	954-6061	介護保険担当
	横浜市がん検診・健康診査等	3-30	954-6146	健康づくり係
	横浜みどり税の課税	2-28	954-6043	市民税担当
	予防接種(新型コロナウイルスワクチンを除く)	3-30	954-6146	健康づくり係
	寄り添い型生活支援事業	3-33	954-6019	学校連携・こども担当
り	リサイクル	2-21	954-6096	資源化推進担当
	罹災証明書(火災)	2消-3	951-0119	消防署警防第一係・第二係
	罹災証明書(自然災害)	2-24	954-6007	庶務係
	離乳食教室	3-30	954-6146	健康づくり係
	リハビリ教室(機能訓練教室)問い合わせ	別-3	954-6191	高齢者支援担当
	理容所の開設等の届出・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	旅館業の営業許可・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	老人クラブ(かはやきクラブ旭)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
ろ	老人福祉センターの管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当
	老人ホーム入所相談	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	路線価(固定資産税)の公開	2-29	954-6047	土地担当
	露店等開設届出	2消-2	951-0119	消防署予防係
	ろびーぎやらりー	2-22	954-6097	生涯学習支援係
	忘れ物	2-24	954-6006	庶務係

わからないときは
旭区代表電話
954-6161
までお電話ください。



電話で
お金

キャッシュ
カード

ATM

の話は

詐欺です!

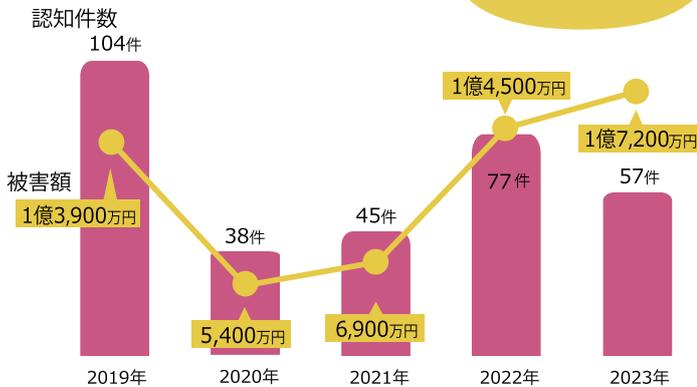
旭区の 高齢者が狙われています

区内では振り込め詐欺の被害が多く発生しています。2020年には認知件数と被害額が減少したものの、2022年以降は増加傾向にあります。

また、被害者の約9割が70歳以上で、複数回被害に遭う場合もあり注意が必要です。

旭区振り込め詐欺認知件数と被害額

被害者の約9割
70歳以上



振り込め詐欺

こんな手口に注意!

ATM 年金機構

年金が一部未払いとなっているので受け取り手続きができるのでATMに向かってください。



お金 業者

有料サイトの利用料金が未納です。○日までに○○万円支払わないと裁判になります。



キャッシュカード 金融庁

キャッシュカードが不正に利用されています。職員がキャッシュカードを預かりに行きますので渡してください。



振り込め詐欺の手口は年々、巧妙化しています。行政機関、警察等がATMの操作やカードを受け取りに来たりすることはありません!

～振り込め詐欺の被害にあわないために～

振り込め詐欺の入口は電話です。詐欺から身を守るには、「犯人と話をしないこと」が一番大切です。

在宅中も常に留守番電話設定を行いましょう。犯人は声を録音されることを嫌います。

「自動通話録音機能」を備えた機器を設置することも有効です。



※自動通話録音機能とは…着信時に詐欺を抑止する音声の流れ、相手を^{いかく}威嚇し、会話内容を自動で録音できる機能。
※留守宅と思われる空き巣の被害に遭わないよう、ドア・窓の戸締りも忘れずにしましょう。

不審な電話がかかってきたら旭警察署(☎361-0110)にご相談ください。